

# 定期検査申請書

栃木県知事 様

栃木県収入証紙  
貼付欄  
消印はしないこと

令和 年 月 日

申請者

住

所

氏名又は名称

代表者の氏名

電話番号

〒

(印鑑不要)

( ) -

種類	能力	1個当たり 手数料	数	分銅 おもり	数	手数料	備考
天びん		500円		10円		円	
棒はかり	定量おもりを含む	260					
等比皿はかり		500		10			
不等比皿はかり		500		10			
台はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500		10			
	” 250kg ”	900		10			
	” 500kg ”	1,500		10			
	” t ”			10			
	” t ”			10			
手動指示併用はかり		500		10			
手はかり		250					
ばね式指示はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500					
	” 250kg ”	900					
	” 500kg ”	1,500					
	” t ”						
電気式はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	1,400					
	” 250kg ”	1,800					
	” 500kg ”	2,200					
	” t ”						
	” t ”						
電気式はかり(手数料2倍)	ひょう量 100kg 以下のもの	2,800					
	ひょう量 以下のもの			10			
	ひょう量 以下のもの			10			
皮革面積計		2,500					
合	計					円	

No.

- 分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算する。
- 最小の目盛（感量）がひょう量の1万分の1未満にあっては、該当する手数料の2倍の料金とする。

# 定期検査申請書（記載例）

栃木県知事 様

栃木県収入証紙  
貼付欄  
消印はしないこと

令和 年 月 日  
申請者

住 所

〒123-4567  
〇〇市〇〇町1234

氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

〇〇小学校  
計量 太郎 (印鑑不要)  
(123) 123-123

種 類	能 力	1 個当 り手数料	数	分銅 おもり	数	手数料	備考
天びん		500 円		10 円		円	
棒はかり	定量おもりを含む	260					
等比皿はかり		500		10			
不等比皿はかり		500		10			
台はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500	1	10	5	550	
	〃 250kg 〃	900		10			
	〃 500kg 〃	1,500		10			
	〃 t 〃			10			
	〃 t 〃			10			
手動指示併用はかり		500		10			
手はかり		250					
ばね式指示はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500	3			2,700	
	〃 250kg 〃	900					
	〃 500kg 〃	1,500					
	〃 t 〃						
電気式はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	1,400	1			3,700	※
	〃 250kg 〃	1,800					
	〃 500kg 〃	2,200					
	〃 2 t 〃	3,700					
	〃 t 〃						
電気式はかり(手数料2倍)	ひょう量 100kg 以下のもの	2,800					
	ひょう量 以下のもの			10			
	ひょう量 以下のもの			10			
皮革面積計		2,500					
合 計			5			5	6,950円

No.

- 分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算する。
- 最小の目盛（感量）がひょう量の1万分の1未満にあっては、該当する手数料の2倍の料金とする。
- ※申請書に表記の無いひょう量のはかりは、「[手数料一覧](#)」にある5.法第19条第1項の規定に基づく特定計量器定期検査の項目を参照してください。